

## 平成30年度特定事業所集中減算の取り扱いについて

平成30年度介護保険法改正により特定事業所集中減算の内容に一部変更が  
あっておりますので、本組合の取り扱いについてお知らせします。

### (1) 特定事業所集中減算について

- 毎年度2回、指定居宅介護支援事業所が作成した居宅サービス計画について判定し、各サービス（訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与）について、同一法人の事業所の割合が80%を超える場合に、すべての利用者に対して1月につき200単位を半年の間減算します。
- 平成30年度の介護報酬改正で請求事業所数の少ないサービスや医療系サービスは対象サービスから除外されたため、平成30年度前期（平成30年4月1日から8月末日）において作成された居宅サービス計画の判定から、対象サービスは訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与に限定されました。

### (2) 判定期間、減算適用期間及び届出期限

	判定期間	減算適用期間	届出期限
前期	前年度3月1日か ら当年度8月末日	当年度10月1日から3月末日	9月15日
後期	前年度9月1日か ら当年度1月末日	次年度4月1日から9月末日	3月15日

※平成30年度前期については、判定期間を4月1日～8月末日までとし、届出期限を  
9月14日（金）まで とします。

### (3) 判定の対象となるサービス

訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与

### (4) 届出様式

届出様式は、本組合ホームページ「介護保険課」（トップ > 介護保険課 >  
ダウンロード）に掲載しています。